

# 令和6年度第1回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和6年4月10日（水）午後1時35分 から 午後3時20分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（24人）

会	長	22番	水柿	重壽
委	員	1番	関口	均
		2番	高島	敏男
		3番	永井	尚子
		4番	岩渕	進
		5番	坂入	進
		6番	齊藤	秀樹
		7番	赤城	美子
		8番	齊藤	一弥
		9番	中澤	保
		10番	栗島	菊雄
		11番	須藤	栄一
		12番	竹内	紀男
		13番	國府田	喜久男
		14番	高橋	修
		15番	栗島	和子
		16番	稲見	くに子
		17番	寺内	美雄
		18番	秋山	員宏
		19番	宮山	繁治
		20番	大林	富子
		21番	瀬端	洋
		23番	蓮沼	俊男
		24番	新井	英雄

## 5、議事日程

### 1、開会

### 2、議事録署名委員の指名

### 3、報告

報告第 1 号 農業委員会事務局職員の任命について

### 4、議案

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について

議案第 4 号 現況確認証明（非農地証明）について

議案第 5 号 農地法第 18 条の規定による許可について

議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）

議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）

### 5、報告

報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 4 号 農地法第 4 条の制限除外について

報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

### 6、閉会

## 6、農業委員会事務局職員

事務局長	早瀬 道生
農地調整課長	中澤 俊明
農地調整課庶務調整係 課長補佐	市村 進司
農地調整課庶務調整係 主任	板橋 淳也
農地調整課庶務調整係 主任	廣瀬 崇
農地調整課庶務調整係 主任	長津 恵美子

## 7、会議の概要

議 長

はい。皆さん、こんにちは。

本日は委員改選後、新たな農業委員の皆さんで臨む初めての総会でございます。

会長を仰せつかり議長を務めさせていただきますが、これから3年間、委員の皆様とともに、農地法等に基づく事務の公正、公平性、透明性を持った審議を行って参りたいと思いますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

それでは、只今より令和6年度第1回筑西市農業委員会定例総会を開催いたします。

只今の出席議員は24名全員であります。会議は成立いたします。

会議書記に農業委員会事務局の早瀬局長、中澤課長、市村補佐、板橋主任、廣瀬主事、長津主事の職を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は本日1日といたします。ご了承願います。

次に、日程第2 議事録署名人の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則 第12条第2項の規定により、3番 永井委員と、4番 岩淵委員、以上2名を本会議の議事録署名人に指名いたします。

次に、日程第3、報告第1号、「農業委員会事務局職員の任命について」の報告を事務局よりお願いいたします。

早瀬局長

はい。それでは、中澤課長より報告します。

中澤課長

報告第1号、農業委員会事務職員の任命について、令和6年4月10日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。2ページをお願いいたします。

農業委員会事務局職員の任命について、職名、氏名の順に読み上げさせていただきます。

農業委員会事務局長 早瀬道生。農業委員会農地調整課課長補佐 市村進司。農業委員会農地調整課庶務調整係主任、長津恵美子。以上3名が新た任命された職員でございます。

その他、大塚主任、板橋主任、廣瀬主任、渡辺主任、山本主事の5名。大塚主任におきましては、現在、育児休業中でございます。

また、会計年度職員の篠崎さん、千葉さん、須藤さんの3名。私、中澤を含め、11名が令和6年度の事務局の体制でございます。以上でございます。

議 長

報告の通りでございます。

それでは新たに着任されました職員を代表いたしまして、早瀬局長より挨拶をお願いいたします。

早瀬局長

この度の人事異動で、事務局長を拝命しました早瀬です。

日頃から委員の皆様には、地域農業の発展にご尽力を賜りまして、誠にありがとうございます。

職員一同、これまで以上に力を合わせ業務に取り組んで参りたいと考えておるところですので、委員の皆様方にはご指導、ご鞭撻のほどよろしくをお願いいたします。甚だ簡単ではございますが、これをもって挨拶とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

議 長

よろしくをお願いいたします。

次に、日程第4、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

なお、受付番号10番及び11番は、10番議席栗島菊雄委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第10条の規定により除斥を願います。

午後1時48分 除斥

早瀬局長

それでは、議案について事務局より説明願います。

廣瀬主任

はい。それでは廣瀬主任の方から説明いたします。

はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可について、令和6年4月10日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽、7ページをお願いします。

番号10番、権利：所有権移転有償、所在：関本下字島、登記簿地目：田、現況地目：田、面積1,555㎡、他2筆、合計3筆、合計面積5,087㎡、譲渡人または貸主：水戸市上国井町、譲受人または借主：筑西市上野、経営面積、渡人：121,761.21㎡。受人277,102.37㎡。受人の労力総数及び稼働数2、2。

11番、所有権移転有償、上野字新宮、畑、畑、221㎡、筑西市江、筑西市上野、221㎡、277,102.37㎡、2、2。

以上となります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありました受付番号 10 番及び 11 番について、調査員の報告をお願いいたします。

齊藤一弥  
委員

はい。8 番の斎藤です。

4 月 4 日、関城支所において書類審査及び現地調査を行いました。

受人が 10 番と 11 番、同一の方です。

10 番から報告します。受人に直接お会いしてお聞きしましたところ、規模拡大ということでございます。渡人が振興公社ということで、許可相当と思われます。

次に 11 番ですが、渡人に電話連絡しましたが、電話をお出になりませんでした。受人の方に確認しましたところ、受人の方は規模拡大。渡人の方は、もう農業をやらないということで、この経営面積にもあるとおりの面積を所有権移転するということだそうです。11 番についても許可相当と思われますが、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長

はい。調査員の報告は以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いいたします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 1 号 受付番号 10 番及び 11 番を採決いたします。

議案第 1 号 受付番号 10 番及び 11 番を原案通り許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

はい。挙手全員。よって議案第 1 号 受付番号 10 番及び 11 番は、原案通り許可することに決しました。

ここで、10 番議席・栗島菊雄委員の除斥を解きます。

午後 1 時 5 2 分 解除

続いて、議案第 1 号、受付番号 12 番は、15 番議席・栗島和子委員が、関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規定により除

斥を願います。

午後 1 時 5 3 分 除斥

それでは議案について事務局より説明願います。

早瀬局長

はい。では廣瀬主任より説明します。

廣瀬主任

8 ページをお願いします。

12 番、所有権移転有償、上野字川原、畑、畑、135 m<sup>2</sup>、他 1 筆、合計 2 筆、合計面積 730 m<sup>2</sup>、東京都練馬区桜台、筑西市上野、20,774 m<sup>2</sup>、28,478 m<sup>2</sup>、3、3。

以上となります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありました受付番号 12 番について、調査員の報告をお願ひいたします。

齊藤一弥  
委員

はい。8 番の齋藤です。

4 月 4 日に、書類審査及び現地調査を市役所で行いました。

受人に関しては、本人と直接お会いしました。渡人には、電話で確認しました。

この総会資料にもあるとおり、渡人は東京都住まいです。以前は、この集落の出身だそうですが、遠方であるために資産を徐々に処分したいという考えのようです。受人は規模拡大ということで、この件も許可相当と思われませんが、皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長

はい。調査員の報告は以上でございます。

ご質疑がありましたらお願ひいたします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 1 号、受付番号 12 番を採決いたします。

議案第 1 号、受付番号 12 番を原案通り許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

はい。挙手全員。よって議案第1号 受付番号12番は原案通り許可することに決しました。

ここで、15番議席・栗島和子委員の除斥を解きます。

午後1時55分 解除

続いて、受付番号2番から9番、13番から27番並びに31番、32番について、事務局より説明願います。

早瀬局長

はい。引き続き廣瀬主任より説明します。

廣瀬主任

では4ページをお願いします。

2番、所有権移転無償、上平塚字大野原、山林、田、1,166㎡、埼玉県川越市大字山田、筑西市上平塚、1,166㎡、6,608㎡、1、1。

3番、所有権移転有償、大林字明大、田、田、1,041㎡、筑西市大林、筑西市大林、10,184㎡、4,273㎡、2、2。

次のページをお願いします。

4番、所有権移転有償、下高田字下原、田、田、749㎡、筑西市下高田、筑西市下高田、3,811㎡、10,545.02㎡、1、1。

5番、所有権移転有償、上野字深町、田、田、2,304㎡、外1筆、合計2筆、合計面積8,761㎡、東京都練馬区桜台、筑西市江、20,774㎡、13,681㎡、6、2。

6番、所有権移転無償、川連字川原、畑、畑、812㎡、外5筆、合計6筆、合計面積9,741㎡、筑西市川連、筑西市川連、9,741㎡、9,741㎡、3、3。

次のページをお願いします。

7番、所有権移転有償、上西郷谷字西田、田、田、1,063㎡、外4筆、合計5筆、合計面積1,617.62㎡、筑西市村田、つくば市二の宮、6,037.22㎡、106,181.9㎡、2、2。

8番、所有権移転有償、上西郷谷字西田、田、田、1,823㎡、外7筆、合計8筆、合計面積3,745.02㎡、筑西市上西郷谷、つくば市二の宮、7,762.02㎡、106,181.9㎡、2、2。

次のページをお願いします。

9番、所有権移転有償、井出蛭沢字東浦、田、田、4,342㎡、外2筆、合計3筆、合計面積12,564㎡、水戸市上国井町、筑西市井出蛭沢、121,761.21㎡、159,135㎡、3、3。

次のページをお願いします。

13 番、所有権移転有償、松原字稲荷前、畑、畑、482 m<sup>2</sup>、筑西市玉戸、筑西市海老ヶ島、482 m<sup>2</sup>、0 m<sup>2</sup>、1、1。

14 番、所有権移転有償、稲荷字三反町、田、田、2,776 m<sup>2</sup>、筑西市木戸、筑西市下岡崎二丁目、3,285 m<sup>2</sup>、7,091 m<sup>2</sup>、1、1。

15 番、所有権移転有償、関本上字深町、田、田、1,118 m<sup>2</sup>、筑西市下川島、筑西市関本中、1,952 m<sup>2</sup>、57,979 m<sup>2</sup>、4、3。

次のページをお願いします。

16 番、所有権移転有償、関本下字新郷、田、田、2,768 m<sup>2</sup>、栃木県小山市西城南、筑西市江、3,879.27 m<sup>2</sup>、13,681 m<sup>2</sup>、6、2。

17 番、所有権移転無償、門井字裏原、畑、畑、142 m<sup>2</sup>、外 3 筆、合計 4 筆、合計面積 1,197 m<sup>2</sup>、筑西市門井、筑西市門井、13,301 m<sup>2</sup>、13,301 m<sup>2</sup>、3、2。

18 番、所有権移転無償、門井字富士山、田、田、916 m<sup>2</sup>、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 2,326 m<sup>2</sup>、筑西市門井、筑西市門井、13,301 m<sup>2</sup>、13,301 m<sup>2</sup>、3、2。

次のページをお願いします。

19 番、所有権移転有償、桑山字拾四番耕地、畑、畑、34 m<sup>2</sup>、筑西市桑山、筑西市桑山、1,292 m<sup>2</sup>、7,325 m<sup>2</sup>、2、1。

20 番、所有権移転有償、内淀字塔之内、畑、畑、814 m<sup>2</sup>、外 3 筆、合計 4 筆、合計面積 5,917 m<sup>2</sup>、筑西市内淀、筑西市内淀、18,229 m<sup>2</sup>、40,136.88 m<sup>2</sup>、2、2。

21 番、所有権移転、木戸字宮本、畑、畑、1563 m<sup>2</sup>、外 8 筆、合計 9 筆、合計面積 8,951 m<sup>2</sup>、筑西市木戸、筑西市稲荷、12,688 m<sup>2</sup>、85,735 m<sup>2</sup>、2、2。

次のページをお願いします。

22 番、所有権移転有償、木戸字根下、田、田、4,407 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 4,645 m<sup>2</sup>、筑西市木戸、筑西市木戸、12,688 m<sup>2</sup>、4,575 m<sup>2</sup>、2、2。

23 番、所有権移転有償、木戸字西谷、田、田、946 m<sup>2</sup>、筑西市木戸、筑西市木戸、12,688 m<sup>2</sup>、286,132.71 m<sup>2</sup>、2、2。

次のページをお願いします。

24 番、所有権移転無償、門井字禅門、田、畑、505 m<sup>2</sup>、筑西市門井、筑西市門井、5,707 m<sup>2</sup>、0 m<sup>2</sup>、1、1。

25 番、所有権移転有償、川澄字鹿島、畑、畑、326 m<sup>2</sup>、筑西市川澄、筑西市川澄、326 m<sup>2</sup>、342,808 m<sup>2</sup>、3、3。

26 番、所有権移転無償、八田字神嶺、田、田、545 m<sup>2</sup>、筑西市羽方、筑西市羽方、545 m<sup>2</sup>、391 m<sup>2</sup>、1、1。

27 番、所有権移転有償、女方字八軒新田、畑、畑、205 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 410 m<sup>2</sup>、筑西市上野、筑西市伊佐山、12,925 m<sup>2</sup>、0 m<sup>2</sup>、1、1。

次のページをお願いします。



番号 28 番から 30 番は保留となります。

31 番、所有権移転無償、上西郷谷字西田、畑、畑、1,393 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 2,833 m<sup>2</sup>、桜川市真壁町下谷貝、つくば市二の宮、7,171 m<sup>2</sup>、106,181.9 m<sup>2</sup>、2、2。

次のページをお願いします。

32 番、所有権移転有償、上西郷谷字西田、田、田、1,694 m<sup>2</sup>、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 2,608 m<sup>2</sup>、桜川市真壁町源法寺、つくば市二の宮、7,205 m<sup>2</sup>、106,181.9 m<sup>2</sup>、2、2。

以上となります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号 2 番から調査員の報告をお願いいたします。

國府田  
喜久男  
委員

13 番、國府田です。

4 月 4 日の日に全員で書類確認を、そのあと電話で確認いたしました。

渡人は受人のおじ様です。埼玉県に住んでおられて、施設に入っていますので、こちらの連絡先は、弁護士さんでした。それから、この本人はですね、その、渡人の、兄の子、娘さんなんですが、旦那と野菜づくりなんかをやっています。

そういうことで、これについては、許可相当と思われまますので、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。

以上です。

議 長

はい。3 番お願いします。

寺内美雄  
委員

はい。17 番、寺内が報告をいたします。

4 月 3 日に明野支所において、書類の確認、そのあと現地の確認ということで農業委員全員と、それから推進委員とで確認を行いました。

私からは、7 件ほどあります。

3 番。それから、7 番、8 番、13 番、20 番、31 番、32 番。以上の 7 件について報告をいたします。

最初ですね、7 番、8 番、31 番、32 番という、この 4 件については、受人が同一人ですので、最初に報告をいたします。ちょっと飛んでしまって申し訳ないんですが、7、8、31、32 ですね。よろしいですかね。

受人は同一人であります。それぞれに電話で確認をいたしました。非常に狭い田んぼですね、今回受人が買ってくれるということで、売ろうということになったそうです。

それで、31番については無償ということで、一応贈与という形になってます。これも聞いたところ、受人が桜川市の地内に畑がありまして、そことの交換ということで、願いをしたということでもあります。

いずれについても、申請に相違ないということでした。

それから戻っていただいて、3番ですね。3番については、受人が自宅の近くに田んぼが欲しいということで、渡人の田んぼがたまたま自宅近くというか、隣にあったもんですから、渡人に相談をしたそうです。譲ってもいいよということで、今回買うことになったということでした。この受人もですね、自宅から少し離れたところに田んぼがあるんですが、だんだん歳もとってきたということで、近くに欲しいんだということで、今回購入するということになったとのことでした。

それから次ですね、13番です。13番は、この畑については、渡人の実家の畑でありまして、もうすでに亡くなっておりませんが、母親が耕作をしていたとのことでした。今回、その知人の紹介で、受人、この方スリランカの方なんですけど、に譲るということになったそうです。32歳の女の方なんですけども、この、ここに書いてある携帯電話に何回も電話したんですが通じなくて、その上に書いてある、一般電話に電話したところ、この受人の父親が出ました。この方も日本語はできたので話をすることができたんですけども、その娘さんが帰国して来月しか戻ってこないということで、父親に事情を聞きました。それで、娘が野菜を作りたいということで、たまたまその紹介を受けたので、買うことになったということでした。

それから20番。20番については、渡人と受人は隣同士です。渡人の奥さんがですね、渡人は奥さんと一緒に農作業していたんですが、渡人の奥さんが、昨年、結構なけがをしまして、もうこの先農作業ができないんじゃないかということで、渡人も1人では大変なので、近くの人に買ってもらおうということで、受人に相談をしたところ買っていいよということで、受人の方も規模拡大を図ってたところですから、それで購入することになったとのことでした。

以上7件ですね。いずれも申請通りであって、許可相当かと思われそうですが、皆さんのさらなるご審議のほどお願いをいたします。以上です。

議長

はい。4番お願いします。

新井英雄  
委員

はい。24番の新井と申します。

私から4番と26番について報告いたします。

4番、26番、4月3日に書類を確認いたしまして、4月5日、ちょっと電話連絡できなかったもんですから、両方とも訪問いたしまして、確認をして参りました。

4番につきましては、渡人の田んぼが受人の隣ということで、もうなかなかできないということで、買っていただくということで、確認をして参りました。

それと24番につきましては、すいません、26番につきましては、渡人と受人は親戚関係でありまして、渡人がもうちょっとできないということで、無償で受人に渡したというところがございます。現地を確認して参りました結果、相当であるということで問題はないと思いますので、皆様のさらなるご審議をお願いしたいと思います。

議長 はい。5番お願いします。

栗島和子 15番の栗島です。

委員 受人の方と、渡人の方に後日電話で確認しました。受人の方は規模拡大です。渡人の方は、遠方にいまして、管理が難しいために、今回の申請に至りました。問題ないかと思われませんが、さらなる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議長 はい。6番お願いします。

中澤 保 9番、中澤です。今回、6番と25番、2つ一緒につけさせていただきます。

委員 まず6番。4月4日、書類審査を行いました。後日、受人の方に電話で確認をいたしました。渡人の方とは、親子の関係であり、畑3筆と田3筆の所有権を生前贈与という形で、申請をいたしたということです。この申請に関しては、問題はないと思われしますので、皆様のご審議の方、お願いいたします。

同じく25番。同じく4月4日に書類審査を行いました。後日、渡人さんの方へ電話で確認を行い、申請どおり耕作を難しいので、一応売却をお願いしたということです。受人の方に電話で確認を行って、申請どおりとのことです。で、受人の方も規模拡大と、畑が隣同士ということで、購入ということになりました。畑の利用方法は、麦・大豆等の栽培を考えているということで、この申請に対しても、なんら問題はないと思われしますので、皆様の審議をお願いいたします。以上です。

議長 はい。9番お願いします。

稲見 16番、稲見です。

くに子 9番と17番、18番について報告します。

委員 まず9番について報告します。4月3日、書類審査を行いました。後日電話確認するため、電話をしたんですけども、固定電話のため、受人の家族の方に

なんか不審な電話があったというふうに思われてしまいました。

この土地は、受人が以前より耕作していた土地です。受人は大規模経営をしており、渡人が振興公社であるため、問題ないかと思われませんが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。

次に、17番、18番について報告します。17番、18番は、渡人が同じ。受人は、渡人の2人の息子さんなので、一緒に報告します。4月3日、書類審査を行い、渡人と受人に話を聞きました。渡人が高齢となったため農業ができないということ、2人の息子さんに贈与するとのことでした。書類に不備もなく、許可相当かと思われませんが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。

以上です。

議長

はい。14番お願いします。

齊藤一弥  
委員

はい。8番の斎藤です。

14番と15番を報告します。4月4日、関城支所におきまして、書類審査並びに現地調査を行いました。後日、電話確認並びに本人に会う機会がありましたので、確認をいたしました。

14番ですが、この土地は、渡人が、違う方に耕作を依頼している土地です。渡人が耕作している方に、田んぼを買っていただけないかということ、打診したところ、もう買えないということ。買ってくれる方を探していましたところ、この渡人の近所に、受人の住居がありまして、この売買に成立したそうです。

15番は、渡人には電話で、受人には本人とお会いしまして確認いたしました。受人、渡人は本家分家の親戚関係にありまして、分家の方が本家の方へ売買を話したところ、契約が成立したそうです。受人は地元でも有数な大規模農家ですので、14番、15番とも許可相当と思われませんが、皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議長

はい。16番お願いします。

栗島和子  
委員

はい。15番の栗島です。

16番についてご報告いたします。4月4日に書類審査の後、受人、渡人の方に、電話で確認しました。渡人の方は、高齢で耳が遠かったため、代理人の方に話を聞きました。受人の方は、規模拡大とのこと。申請に間違いのないとのことですが、さらなる皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

以上です。

議 長

はい。19 番お願いします。

蓮沼俊男  
委 員

はい。23 番蓮沼が報告します。

4 月 3 日に書類審査をいたしまして、その後電話での確認をいたしました。この申請は、20 数年前に、今回の受人・渡人の親の時代そうですけど、道路の拡張の際に、渡人の方の土地が小面積だけ残ったために、隣地である受人の親に売買を申し入れて、合意に至ったようで。

それ以来、受人が、現在まで耕作しているそうですが、今回、受人の方が、子供への相続をきちんとしたいということで、今回の申請に至ったそうです。

許可相当かと思われます。皆様のさらなる審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長

はい。21 番お願いします。

栗島菊雄  
委 員

はい。10 番栗島です。

21 番と 22 番と 23 番の案件をご報告申し上げます。

渡人は、14 番の渡人と同一の人です。それで、なんか電話で連絡を取ったらば、渡人は結婚して、長野の方へ転居するらしくて、親から相続、親、もう親もいないんですが、この渡人 1 人だけなんです、この人がもう管理できないということで、地元で買ってくれる人を探していたところ、この各々の人が地域で規模拡大をしている人達で、話が行き、所有権移転の話がまとまりました。今回そのために、申請を上げたものです。受人にも、それぞれ確認をしましたんで間違いはないということで、許可相当と思われます。以上です。

議 長

はい。

栗島菊雄  
委 員

22 番と 23 番も同じということで。

議 長

はい。続けてお願いします。

栗島菊雄  
委 員

22 番も 23 番も内容的には同じ内容なので、はい。

議 長

わかりました。24 番お願いします。

岩 淵 進

4 番の岩淵です。

委員

24 番の案件を報告します。4 月 3 日、書類審査を行いました。後日、渡人・受人、双方に電話で申請内容の確認を行いました。渡人と受人は義理の兄弟で、受人が自宅の隣の土地で家庭菜園を行いたいということで、今回の契約になったそうです。

書類の不備もなく、許可相当と思われますが、皆様方のさらなる審議をお願いいたします。以上です。

議長

はい。27 番お願いします。

瀬端 洋  
委員

はい。21 番瀬端が 27 番の案件を報告申し上げます。

去る 4 月 8 日の日にですね、書類審査を行いました。書類には不備はありませんでした。後日、渡人と受人の家に電話をいたしまして、内容の確認をいたしました。渡人は高齢でありまして、病弱のため、もう長い間耕作ができない状態であります。それから受人は、自宅に近くに事務所がありまして、もし空いている土地を購入できればということで、不動産屋さんにご相談してですね、この土地の購入ができたということになります。

以上のことよりですね、書類に不備もなく、何の問題もないと思いますので、許可相当かと思われます。さらなる皆様方のご審議をお願いいたします。

議長

はい。調査員の報告は以上でございます。ご質疑がありましたらお願いいたします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 1 号、受付番号 2 番から 9 番、13 番から 27 番、並びに 31 番 32 番を採決いたします。

議案第 1 号、受付番号 2 番から 9 番、13 番から 27 番、並びに 31 番 32 番を原案通り許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

はい。挙手全員。

よって、議案第 1 号、受付番号 2 番から 9 番、13 番から 27 番、並びに 31 番 32 番は、原案通り許可することに決しました。

次に、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可についてを上程いたします。

議案について事務局より説明願います。

早瀬局長

はい。ではこちらにつきましては、板橋主任より説明します。

板橋主任

はい、それではご説明いたします。議案書 15 ページをお願いします。議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可について、令和 6 年 4 月 10 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番は保留となります。

2 番、所在：押尾字寺前、登記簿地目：田、現況地目：田、面積：523 m<sup>2</sup>、申請人：筑西市押尾、転用事由：農業用資材置場。

申請地は、明野支所の東側約 1.2 k m、市立長讚小学校跡の南側約 1.3 k m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、申請地付近で農業を営む農家です。今般、使用している資材置場が不足したことから、これを新たに確保すべく申請するものです。

3 番、宮後字前畑、畑、畑、360 m<sup>2</sup>、筑西市宮後、自己住宅。

申請地は、市立長讚小学校跡の北側約 400m、県道東山田岩瀬線の西側約 400 m に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、現在親と同居しておりますが、独立した生活を考え自己住宅の建築を計画するものです。

4 番、玉戸字新山、畑、畑、1,593 m<sup>2</sup>、筑西市一本松、長屋住宅。

申請地は、JR 水戸線玉戸駅の南東側約 1.2 k m、県立下館工業高校の北西側約 1 k m に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、市内在住の個人です。今般、資産形成のため長屋住宅の運営を計画し申請するものです。

以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで調査員の報告を 2 番よりお願いいたします。

寺内美雄  
委員

はい。17 番寺内が報告をいたします。

私から 2 番と 3 番の 2 件、報告いたします。

まず申請書類とそれから現地の確認を行っております。まず最初に 2 番ですが、その申請書類、それから現地の確認はしたんですが、どうもなかなか申請書類だけでは事情がよくわからんということで、後日、本人に面談をいたしました。

これで田んぼというふうになってんですがどうもその土が入ってるんじゃないかということもあったんですけども。

それで、そのことについてちょっと事情を聞きました。

そうしたところ、もう 30 数年前に、その土地改良をやったんですけども、東隣の方がその土地改良に反対をしまして、本来であればこの申請地も、土地改良の対象になったんですけども、そのために、ここまでは土地改良がされずに、残ってしまったということでした。

当時ですね、土地改良の担当者から、めくった土を、この申請人の、この田んぼにですね、入れさせてもらえないかということで相談があったそうです。それで何気にいいよということで返事をしてしまったというふうに言っていました。

それと、ダンプで運んだりしたので、ダンプの通り道ということで、一部碎石も入れられたということでした。本人は、そんなことされたらもう違反転用みたいになっちゃうから嫌だよって言ったそうなんですけども。ダンプの通るところなんで、何とかお願いしたいということで頼まれたということでした。

ここもそんな状態で畑みたいな感じになってたんですけども、本人も以前はですね大豆なんかを作ってたそうです。

ところが、この土地の南側に民家がありまして、その隣接する家の木の枝がですね、相当畑、この土地の方に、枝がですね伸びてきていて、ここ数年前とか 2、3 年前にやっとなんか切ってくれたところなんだというふうに話していました。

そのために日陰になって、それから雨が降れば、水はけが悪くて、大豆なんか作っても結局はもう駄目だったということで、草が生えないように、管理をしているだけということでした。

今回、先ほど事務局からの説明にもありましたように、倉庫なりなんかが狭いんですね。それで、今回、その場所に資材等、一部置きたいということで、資材置き場ということで申請をすることになったということでした。

それから 3 番ですけども、3 番は先ほど説明ありましたように親と同居し、それから子供さんもいるということで、実際の私のうちのすぐ近くなんですけども、非常に狭い屋敷に立っております。

それで今回、申請地である畑にですね、自己住宅を建てて、広々したところにでたいんだというふうに言っておりました。

一応 2 番、3 番ともに許可相当かと思われまますけども、皆さんのさらなるご審議のほどお願いをいたします。

議長

はい。4 番お願いします。

関口 均  
委員

1 番関口です。4 番について、発表いたします。

4 月 4 日に書類審査、現地視察に行ってきました。現地は、南北に長い土地



で、西側は山林で、北側に住宅がありました。後日、本人に電話をして、書類に間違いがないことを確認いたしました。

よって、当案件は許可相当と思われますが、さらなる皆様のご審議をお願いいたします。

議 長

はい。調査員の報告は以上でございます。ご審議がありましたらお願いいたします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 2 号を受付番号 2 番から 4 番を採決いたします。

議案第 2 号、受付番号 2 番から 4 番は 30a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を徴する必要はないものとする  
こと、及び、原案通り許可することに賛成の意は挙手を願います。

(挙手全員)

はい。挙手全員。よって議案第 2 号、受付番号 2 番から 4 番は、農業委員会  
ネットワーク機構の意見を徴する必要はないものとし、原案通り許可すること  
に決しました。

次に、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可についてを上程いたします。

なお受付番号 10 番は 2 番議席高島委員が関係者となっておりますので、筑  
西市農業委員会会議規則、第 10 条の規定により除斥を願います。

午後 1 4 時 3 5 分 除斥

それでは議案について事務局より説明願います。

早瀬局長

はい。議案第 2 号から引き続き第 3 号、板橋主任より説明します。

板橋主任

ご説明いたします。議案書の 17 ページをお願いいたします。

議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和 6 年 4 月 10 日  
提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。

はい、では続いて 21 ページをお願いいたします。

番号 10 番、権利：所有権移転有償、所在：嘉家佐和字干仮台、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：2,501 m<sup>2</sup>、譲渡人又は貸主：筑西市嘉家佐和、譲受人又は借主：筑西市嘉家佐和、転用事由：車両置場。

申請地は、国道 294 号線の西側約 570m、関東鉄道常総線黒子駅の北側約 1.7 km に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、申請地付近で中古自動車販売業を営む法人です。今般、事業拡張に伴い資材置場が不足したため新たに確保すべく申請するものです。

以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました受付番号 10 番について、調査員の報告をお願いいたします。

永井尚子  
委員

はい、3 番永井がご報告いたします。

4 月 4 日に書類審査及び現地調査を実施いたしました。その後、電話により、双方に取引の内容を確認いたしました。渡人によりますと、この土地、水の出が悪くなり、ポンプなどを直すと、ものすごく経費がかかるということで、今回手放すことにしたそうです。双方取引の内容に間違いがないとのことでした。

皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

はい。調査員の報告は以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いいたします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 3 号、受付番号 10 番を採決いたします。

議案第 3 号、受付番号 10 番について 30a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び原案通り許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

はい。挙手全員。

よって議案第 3 号受付番号 10 番は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案通り許可することに決しました。

ここで2番議席高島委員の除斥を解きます。

午後14時39分 解除

続いて、受付番号1番から6番、8番について事務局より説明願います。

早瀬局長

はい。では、板橋主任より説明します。

板橋主任

はい、では続けてご説明いたします。

議案書の18ページをお願いいたします。

番号1番、権利：所有権移転有償、所在：樋口字大松、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：1,057 m<sup>2</sup>、譲渡人又は貸主：神奈川県川崎市宮前区菅生、譲受人又は借主：東京都中央区京橋、転用事由：太陽光発電設備。

申請地は、真岡鉄道真岡線ひぐち駅の北側約400m、国道294号線の東側約300mに位置する500m以内に鉄道の駅のある第2種農地です。

申請者は市外に本店を置き、太陽光発電事業を行う法人です。安定した売電収入を確保するにあたり申請地が適地と判断し申請するものです。なお、候補地の検討がなされております。

2番、賃貸借権、舟生字上木有戸、畑、畑、4,399 m<sup>2</sup>、筑西市舟生、筑西市舟生、駐車場。

申請地は、関城支所の北側約1.1km、県道筑西三和線の東側約200mに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、申請地付近で菓子製造業を営む法人です。現在使用している従業員用駐車場用地に工場を新設する計画があり、新たに駐車場を確保する必要が生じたことから申請するものです。

3番、所有権移転有償、門井字道満、畑、畑、330 m<sup>2</sup>、筑西市上星谷、下妻市下妻乙、自己住宅。

申請地は、市立協和中学校の西側約500m、国道50号線の南側約180mに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、現在市外の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になることから新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

次のページをお願いします。

4番、所有権移転有償、山崎字念佛塚前、畑、畑、410.97 m<sup>2</sup>、筑西市上平塚、筑西市丙、自己住宅。

申請地は、市立五所小学校の南側約230m、県道真岡筑西線の北側約60mに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は現在市内の実家にて生活しておりますが、家族が多く手狭であるため新たに自己住宅を新築すべく申請するものです。

5番、使用貸借権、倉持字古屋敷、畑、畑、2,198 m<sup>2</sup>、筑西市倉持、筑西市倉持、資材置場。

申請地は、県立明野高校の南側約 650m、県道下妻真壁線の東側約 760mに位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、申請地付近で建設業を営む法人です。今般、事業拡大に伴い資材置場が不足したことから新たに確保すべく申請するものです。

6番、所有権移転有償、井上字清水、畑、畑、975 m<sup>2</sup>、筑西市辻、東京都港区六本木三丁目、太陽光発電設備。

申請地は、国道 294 号線の西側約 350m、関東鉄道常総線黒子駅の北東側約 600mに位置する農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。

申請者は市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。安定した売電収入を確保するにあたり申請地が適地と判断し申請するものです。なお、候補地の検討がなされております。

次のページをお願いします。

7番は保留となります。

8番、所有権移転有償、西方字新畑、畑、畑、695 m<sup>2</sup>、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 1,803 m<sup>2</sup>、筑西市西方外 2 名、広島県広島市西区楠木町、太陽光発電設備。

申請地は、筑西市立太田小学校の北側約 560m、国道 50 線の南東側約 1.2kmに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。安定した売電収入を確保するにあたり申請地が適地と判断し申請するものです。

次のページをお願いします。

9番は保留となります。

10番は、すいません。さっきやりました。

以上になります。

議長

只今事務局より説明がありました。

ここで調査員の報告を 1 番よりお願いいたします。

宮山繁治  
委員

19番、宮山です。

5条の 1 番、売買の件ですが、4月 4日に書類と現地調査をしております。後日、電話で本人確認をしました。渡人については、高齢ではあるんですが、しっかりとした受け答えができています。受人の会社に於いては、かなり上場

企業と判断して、また近隣住民から4名の承諾を得ているというようなことで、問題ないということで、許可相当と思います。

さらなるご審議をよろしくお願いを申し上げます。以上です。

議長 はい。2番お願いします。

栗島和子 はい。15番の栗島です。

委員

2番についてご報告いたします。受人・渡人の方に、電話で確認しました。受人方の会社の駐車場資材置き場として使用したく、今回の申請に間違いのないことでした。

さらなる皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。以上です。

議長 はい。3番お願いします。

岩淵 進

4番の岩淵です。

委員

3番の案件を報告します。4月3日、書類審査と現地確認を行いました。現地は住宅に囲まれた農地でした。後日、渡人・受人、双方に電話で、申請内容に間違いがないことを確認しました。

書類に不備もなく、許可相当と思われますが、さらなる皆様方の審議をお願いします。以上です。

議長 はい。4番お願いします。

國府田 13番、國府田です。

喜久男

4月4日、全員で書類審査いたしまして、その後現地確認を行いました。

委員

先ほど事務局にありましたように、受人は、住宅が手狭になったので自分の家を持ちたいということで、土地を探したんですが、渡人の、たまたま子供さんの友達だということで、渡人を、知りました。土地があるってことを知りまして、まとまったものです。

この渡人は、最適化推進委員の方で、まあ問題ないということで、この案件は、許可相当と思われますので、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議長 はい。5番お願いします。

寺内美雄

はい。5番について、17番寺内が報告いたします。

委員

受人は、先ほどもありましたけども、建設業を営んでおります。今回資材置

き場が狭くなってきたために、渡人である母親の畑を借りて、資材置き場にしたいということでした。

現地を見に行ったときにですね、道路に近いところに、というか面したところに、一部採石が引いてあったので、これも聞きました。現場で余ってしまっていて、ついつい置いてしまいましたということですのですみませんということ、謝っておりました。

以上、許可相当かと思われませんが、皆さんのさらなるご審議のほどお願いをいたします。

議長 はい。6番お願いします。

栗島菊雄 はい。10番栗島です。

委員 6番についてご報告申し上げます。

4月4日に、関城地区全員で、書類審査及び現地確認をして参りました。現地は、小規模農地の集団ってということですが、農地としての利用が難しいような場所でした。

双方に電話確認をしてきました。受人の担当者にも電話で確認しまして、渡人も、そういう土地柄なので、今回の話が来ましたので、間違いはないということ、ご報告申し上げます。以上です。

あ、あの申請どおりで間違いのないことをご報告申し上げます。

議長 はい。8番お願いします。

関口 均 はい。1番関口です。

委員 8番について発表いたします。

4月4日に書類審査、現地確認に行ってきました。現地は太田公民館の北側で、以前から草で覆われている場所であります。周りにも太陽光がぼちぼちできているところでもあります。そのあと、電話で渡人・受人に書類に間違いのないことを確認いたしました。

ゆえに、当案件は許可相当と思われませんが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議長 はい。調査員の報告は以上でございます。

ご審議がありましたらお願いいたします。

委員 「異議なし」

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第3号を採決いたします。

議案第3号、受付番号1番、3番から6番、8番については、30a以下の農地転用と事案となりますので、委員の農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案通り許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

はい。挙手全員。

よって議案第3号、受付番号1番、3番から6番、8番は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案通り、許可することに決しました。

続いて、議案第3号受付番号2番は30aを超える農地転用事案となります。

議案第3号受付番号2番を許可相当として、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

はい。挙手全員。

よって、議案第3号、受付番号2番は、原案通り、許可相当とし、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに決しました。

次に、議案第4号「現況確認証明非農地証明について」を上程いたします。

なお、受付番号5番は、2番議席高島委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第10条の規定により除斥を願います。

午後2時53分 除斥

それでは、議案について事務局より説明願います。

はい。板橋主任が説明します。

それでは説明いたします。

議案書の 22 ページをお願いいたします。

議案第 4 号、現況確認証明（非農地証明）について、令和 6 年 4 月 10 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。

それでは、24 ページをお願いします。

番号 5 番、所在：嘉家佐和字干仮台、登記簿地目：畑、現況地目：山林、面積：682 m<sup>2</sup>、判定地目：山林原野、現況：山林、所有者：筑西市嘉家佐和。

申請地は、国道 294 号線の西側約 570m、関東鉄道常総線黒子駅の北側約 1.7 km に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで受付番号 5 番について、調査員の報告をお願いいたします。

永井尚子  
委員

はい。3 番、永井がご報告いたします。

4 月 4 日、書類確認と現地調査を行いました。航空写真により確認をし、20 年は経過しているのは明らかであり、また、現地の状況は山林でありました。願い出の内容が確認できるものでしたので、非農地の証明は可能かと判断しますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議長

はい。調査員の報告は以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いいたします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 4 号受付番号 5 番を採決いたします。

議案第 4 号受付番号 5 番は、原案通り現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

はい。挙手全員。

よって議案第 4 号、受付番号 5 番は、原案通り、現況確認証明（非農地証明）を発行することに決しました。



ここで2番議席高島委員の除斥を解きます。

午後2時56分 解除

続きまして、議案第4号受付番号1番から4番について、事務局より説明願います。

早瀬局長

はい。板橋主任から説明があります。

板橋主任

はい。続けてご説明いたします。

23ページをお願いします。

番号1番、所在：桑山字八番耕地、登記簿地目：畑、現況地目：宅地、面積：734㎡、判定地目：宅地、現況：車庫敷地、所有者：笠間市旭町。

申請地は、市立古里小学校の南側約1.5km、県道石岡筑西線の北側約400mに位置する土地です。昭和61年には、農地ではないとして「家屋公租公課証明書」を添付し証明願が出されております。

2番、下高田字西宅地、畑、宅地、45㎡、外1筆、合計2筆、合計面積109㎡、宅地、住宅敷地、筑西市下高田。

申請地は、県道高田筑西線の西側約40m、市立河間小学校の北側約1.8kmに位置する土地です。平成15年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

3番、伊讚美字上寺野、畑、宅地、661㎡、宅地、住宅敷地、筑西市伊佐山。

申請地は、市立川島小学校の北側約750m、市立下館西中学校の西側約1.4kmに位置する土地です。平成3年には農地ではないとして「家屋登記事項証明書」を添付し証明願が出されております。

次のページをお願いします。

4番、下川中子字大八、畑、宅地、204㎡、外1筆、合計2筆、合計面積235㎡、宅地、住宅敷地、筑西市下川中子。

申請地は、県道明野間々田線の北側約1.3km、県道筑西つくば線の西側約1.9kmに位置する土地です。平成13年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで調査員の報告を1番よりお願いいたします。

蓮沼俊男

はい。23番蓮沼が報告します。

委員

4月の3日、書類審査をしました後に、協和町の委員さん全員による現地確認を行ってきました。今回のこの申請はですね、台帳は畑となっておりますが、宅地続きの土地でありまして、築30数年、約40年近く前に建った建物として、車庫として利用された形跡が見られました。現在は宅地とともに全く利用はされていないんですけど、非農地証明の発行は可能かと思われまますので、許可相当かと思われまます。

皆様のさらなる審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長

はい。2番お願ひします。

新井英雄  
委員

はい。24番新井です。

2番について、4月4日書類を審査しまして、現地を確認いたしました。航空写真と現地、間違いないということで問題ないと思ひまますので、申請どおり、許可妥当だと思ひまますので、さらなるご審議をお願ひしたいと思ひまます。

議 長

はい。3番お願ひします。

大林富子  
委員

はい。20番、大林です。

3番について報告いたします。

4月4日に書類審査及び現地確認調査を行いました。現地の状況は住居の東側と西側に納屋が建っており、両方の納屋の一部が農地にかかっており、建築物の敷地として利用されておりました。現在は空き家になっているそうですが、用途の変更がなされて20年以上経過しており、願ひ出の内容が確認できるものでした。

従って、非農地の証明は可能と判断しますが、皆様のさらなるご審議をお願ひいたします。以上です。

議 長

はい。4番お願ひします。

寺内美雄  
委員

はい。17番寺内が報告をいたします。

4番について報告いたします。

この申請、証明願のある場所ですけども、もうすでに住宅敷地の一部となっております。航空写真も添付されており、証明書の発行については妥当かと思われまます。

さらなる皆さんのご審議のほどお願ひをいたします。

議 長

はい。調査員の報告は以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第4号受付番号1番から4番を採決いたします。

議案第4号受付番号1番から4番は原案通り、現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

はい。挙手全員。

よって議案第4号、受付番号1番から4番は原案通り、現況確認証明（非農地証明）を発行することに決しました。

次に、議案第5号、農地法第18条の規定による許可についてを上程いたします。

それでは議案について事務局より説明願います。

早瀬局長

はい。廣瀬主任により説明させます。

廣瀬主任

それでは25ページをお開きください。

議案第5号、農地法第18条の規定による許可について、令和6年4月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。

26ページをお願いします。

番号：1番、所在：下江連字東田、登記簿地目：田、現況地目：田、面積：1251㎡、貸主：筑西市下江連、借主：韓国。

申請地は現在耕作されておらず、また借人と連絡がつかないため、貸人より解約の申請がなされたものです。

以上となります。ご審議よろしく願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで調査員の報告をお願いいたします。

瀬端 洋  
委員

はい。21番、瀬畑がご報告申し上げます。

去る4月4日の日にですね、書類審査を行いました。書類にはですね、不備

はありませんでした。後日、渡人に電話しましてですね、内容の確認をいたしました。

渡人の話ですとですね、この田には蓮が作られておりまして、蓮田として貸していたということでございます。

ただですね、借主がですね、行方不明というか韓国に帰ってしまってわからないということで、解約せざるをえなかったということでございました。

それでそのあとですね、何か新たに経営者がなんか見つかったらしくて、その人と契約したいというお話でございました。

以上のことよりですね、許可相当かと思われましても、さらなる皆様方のご審議のほどをよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

はい。調査員の報告は以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 5 号を採決いたします。

議案第 5 号は、賃借人が、国外に転出してしまい、契約者両方による合意解約が行えない事案となります。

議案第 5 号受付番号 1 番を原案どおり許可相当とし、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。

よって、議案第 5 号は原案どおり、「農地法第 18 条の規定による許可について」許可相当とし、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに、決しました。

次に、議案第 6 号、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）」で上程いたします。

なお、7 番議席赤城委員、8 番議席斎藤和也委員、18 番離席秋山委員は関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規定により除斥を願います。

それでは、議案について事務局より説明願います。

早瀬局長

はい。ではこれ2件につきまして市村補佐が説明します。

市村補佐

議案書の27ページをお願いいたします。

議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）、令和6年4月10日提出、筑西市農業委員会会長、水柿重壽。

28ページの農用地利用集積等促進計画案総括表をご覧ください。

農地中間管理事業において、茨城県農地中間管理機構が地権者から借り受けた農地を借受希望者に貸し付ける際に、農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を徴収することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。

今回、農地中間管理機構を介した農地の貸し付けにつきましては、令和6年6月1日が契約開始日でございます。

総括表につきましては、合計欄のみ朗読させていただきます。契約が10年以上のもので259筆、47万4342㎡でございます。

明細につきましては10ページ、29ページから39ページの通りでございます。詳細については省略させていただきます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

只今、事務局より説明がありました。  
ご質疑がありましたらお願いいたします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第6号を採決いたします。

議案第6号は原案どおり、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）を、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

はい。挙手全員。

よって、議案第6号は原案どおり、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について、一括方式を決定することに決しました。

ここで7番議席赤城委員、8番議席齊藤一弥委員、18番議席秋山委員の除斥を解きます。

午後3時10分 解除

次に、議案第7号「中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）」を上程いたします。

なお、7番議席・赤城議員、18番議席・秋山委員は関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則10条の規定により除斥を願います。

午後3時11分 除斥

それでは、議案について事務局より説明願います。

早瀬局長

はい。では引き続き市村補佐より説明があります。

市村補佐

議案書の40ページをお願いいたします。

議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）」、令和6年4月10日提出、筑西市農業委員会会長水柿重壽。

41ページの農用地利用集積等促進計画案総括表をご覧ください。

農地中間管理事業において、茨城県農地中間管理機構が地権者から借り受けた農地を借受希望者へ貸し付ける際に、農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。

今回、農地中間管理機構を介した農地の貸し付けにつきましては、令和6年6月1日が契約開始日でございます。

総括表につきましては、合計欄のみ朗読させていただきます。

契約が3年未満のものにつきましては、15筆、2万1621㎡。

3年以上6年未満の契約につきましては、4筆、1万飛んで272㎡。

6年以上10年未満のものにつきましては、16筆、2万8266㎡でございます。

明細につきましては、42 ページから 43 ページのとおりでございます。詳細につきましては省略させていただきます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありました。  
ご質疑がありましたらお願いいたします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 7 号を採決いたします。

議案第 7 号は原案どおり「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）」を、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。

よって議案第 7 号は原案どおり「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）」することに決しました。

ここで 7 番議席・赤城議員、18 番議席・秋山委員の除斥を解きます。

午後 3 時 14 分 解除

次に、日程第 5、報告第 2 号から第 5 号を、事務局より説明願います。

早瀬局長

はい。中澤課長より説明いたさせます。

中澤課長

私からは報告第 2 号から報告第 5 号までを一括してご説明させていただきます。

初めに 44 ページをお開き願います。

報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届け出について、令和 6 年 4 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届け出件数は1件でございます。

こちらは、市街化区域内における転用で、集合住宅敷地1件の届け出受理の専決処理を行ったものでございます。

次に、46ページをお願いいたします。

報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届け出について、令和6年4月10日提出、筑西市農業委員会会長水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届け出件数は1件でございます。

こちらは市街化区域内における所有権移転等を伴う転用で、長屋住宅1件の専決処理を行ったものでございます。

次に48ページをお願いいたします。

報告第4号、農地法第4条の制限除外について、令和6年4月10日提出、筑西市農業委員会会長水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届け出件数は1件でございます。

こちらは、耕作に供するためにある未満の進入路への転用でございます。

次に50ページをお願いいたします。

報告第5号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、令和6年4月10日提出、筑西市農業委員会会長水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

63ページにかけまして、合意解約なった通知件数46件でございます。

詳細の説明につきましては、省略させていただきます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長

只今、事務局より報告がありました。

報告第2号から第5号につきましては報告でございますので、ご了承願います。

以上で、本日、定例総会の案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、令和6年度第1回筑西市農業委員会定例総会を閉会いたします。

委員の皆様、長時間にわたるご審議、大変お疲れ様でした。



総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和6年4月10日

議 長

署名委員

署名委員